

保安林内で行う行為の許可申請・届出の提出要領

【保安林(保安施設地区)内の立木伐採(択伐・間伐)】

許可申請又は届出が必要な伐採及び手続きは次のとおり。ただし、人工林・天然林の皆伐で作業許可を伴はないものについては、県(萩農林水産事務所)に許可申請・届出をすること。

<天然林の択伐>

保安林における「択伐」とは次のとおりで、「保安林(保安施設地区)内立木伐採(択伐)許可申請書」を伐採開始の30日前までに提出すること。

- ① 伐採区域の立木を概ね均等な割合で単木的に又は10m未満の幅で帯状に伐採すること。
- ② 樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生じる無立木地の面積が0.05ha未満のもの(0.05ha以上のものは皆伐扱いとなり県許可)

<人工林の択伐・間伐>

施業目的で人工林の択伐・間伐を行おうとする場合は、「保安林(保安施設地区)内択伐・間伐届出書」を伐採開始の90～20日前までに提出すること。

施業目的以外で人工林の択伐を行おうとする場合は、「保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書」を伐採開始の2週間前までに提出すること。

許可申請又は届出には次の書類を添付すること。(添付書類の様式・記入要領等は、萩市ホームページの「伐採及び伐採後の造林届制度」を参照)

- ① 伐採する森林の位置図及び区域図
- ② 申請者(届出者)の身分を証する書類を添付(※普通林の伐採届も通して、法人または法人以外の団体等については、当該年度の2回目以降の許可申請書・届の場合は省略可)
- ③ 伐採する森林が自然公園法等による公園指定をされている場合は、その許可書等の写し
- ④ 申請者が当該森林を伐採する権限を有することを証する書類(※森林所有者の「同意書」でも可。)
- ⑤ 同意者等が登記簿上の土地所有者と異なる場合、「土地の所有者等であることの申出書(別紙様式)」
- ⑥ 隣接する森林の土地所有者と境界の確認を行ったことを証する書類(「境界確認の実施状況等通知書」)

作業許可に伴う伐採であっても許可申請・届出が必要。ただし、作業許可申請と重複する添付書類は省略することができる。

天然林の択伐の場合は、伐採終了後30日以内に「保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届出書」に完了写真を添付して提出すること。(人工林の択伐・間伐の場合は、伐採終了届出書の提出は不要)

【保安林(保安施設地区)内の緊急作業】

災害等により緊急な作業が必要な場合は、「保安林(保安施設地区)内緊急作業行為届出書」を行為終了後30日以内に提出すること。

※伐採が必要な場合は、県(萩農林水産事務所)に「緊急伐採届」を提出すること。

【保安林(保安施設地区)内の作業】

次の行為を行なおうとする場合は、「保安林(保安施設地区)内作業許可申請書」を提出すること。

① 天然林の立竹の伐採

※人工林の立竹の伐採は「除伐」扱いとなり、作業許可申請・伐採届は不要

② 立木の損傷

※立木の生育に支障を与えない程度(針葉樹・広葉樹にかかわらず、立木1本につき1/3未満の枝切り又は樹皮を剥離等を除く)

③ 家畜の放牧

④ 下草・落葉又は落枝の採取

※次に該当する場合は、作業許可申請書ではなく「保安林(保安施設地区)内下草、落葉又は落枝の採取届出書」を提出すること。

ア 自家の生活の用に充てる場合

イ 学術研究の目的に供する場合

⑤ 土石又は樹根の採掘

⑥ 開墾

⑦ 土地の形質変更

許可申請書には次の書類を添付すること。

① 位置図(1/50,000~1/25,000程度)

② 箇所図(1/5,000程度で行為の区域を表示したもの)

③ 工作物等を設置する場合は、平面図・立面図

④ 土地の形質変更をする場合は、変更内容がわかる図面等

⑤ 土地所有者及び森林所有者の同意書

申請した行為が完了した場合は、申請書に記載した終期にかかわらず、完了後速やかに「保安林(保安施設地区)内作業終了届書」に完了写真を添付して提出すること。

行為終了後、引き続き行為箇所を使用しようとする場合は「保安林(保安施設地区)内土地の継続使用許可申請書」を提出すること。

継続使用許可申請書には許可申請書と同じ位置図・箇所図を添付すること。